

第2回総務省契約監視会の議事概要

| | |
|------------------------|---|
| 開催日及び場所 | 平成20年2月26日（火）総務省供用会議室2 |
| メンバー（敬称略） | 座長 北大路 信郷 明治大学公共政策大学院ガバナンス研究教授 メンバー 有川 博 日本大学総合科学研究所教授 メンバー 清水 涼子 関西大学会計専門職大学院教授 メンバー 高橋 伸子 生活経済ジャーナリスト メンバー 永見 尊 慶應義塾大学商学部教授 |
| 審議対象期間 | 平成19年10月1日～平成19年11月30日 |
| 抽出案件 | 12件（抽出事案1, 2, 3, 4①, 4②, 5①～⑦） |
| 審議案件 | 12件（ " " ） |
| メンバーからの質問・意見, それに対する回答 | 以下のとおり |
| 監視会による意見の具申又は勧告の内容 | なし |

| 【抽出事案1】（一般競争入札）カラーレーザープリンタ82台他1点の借入 | |
|--|--|
| 質問・意見 | 回答 |
| 2社の製品の提案があり、そのうち1社が仕様を満たさなかったということだが、仕様自体を満たすことが難しい製品（機能）なのか。 | 3年前の調達時にも同様の機能をいれており、今回の調達にあたって仕様を特別難しくしたとか、特別なシステムを導入したということはない。 |
| 3年前は競争性は働いていたのか。 | 3年前はあった。 |
| 今回、仕様を満たさなかった者も前回は仕様を満たしていたのか。 | そうだったと思う。 |
| もともと市場性があるようなリース契約であるのに、予定価格の2分の1以下で落札していることから、予定価格の設定時に市場価格をどのように把握したのかも気になるところである。まず、なぜ2分の1以下になってしまったのかということを知りたいが、その点についてはいかがか。 | 予定価格そのものは応札業者が価格証明した金額を相当程度査定し設定しているので、設定が甘いとは考えていない。ただ相手方が価格証明した価格より相当低い金額で応札したもので、なんともお答えしようがない。 |
| 契約形態は、平成19年度から国庫債務負担行為になっているが、従来は長期継続契約を行っていたのか。 | 当初、3年（36月）借りる予定を前提に一般競争契約を行っており、翌年以降は随意契約としていた。 |
| 単年度契約を繰り返されていたのか。 | そのとおり。 |

| | |
|--|---|
| 今回から国庫債務負担行為をはじめたのは、財務省から何か方針が出たのか。 | 平成 18 年の「公共調達適正化」の財務大臣通達で、リース契約等に国庫債務負担行為を活用するよう指示があった。 |
| この案件はリースなので低価格入札の対象にはならないということか。 | そのとおり。 |
| 少なくとも以前に同じような契約があるなら、その契約額と比較するべきだし、今回のような価格差が生じたことについては、原因を調査するような試みがあってもよいのではないかと思うが、その点についてはいかがか。 | この案件では行っていないが、今後検討させていただきたい。 |

| 【抽出事案 2】（一般競争入札）固定電話からの緊急通報の発信地を表示する新発信地表示システムと携帯電話・IP 電話からの緊急通報に係る位置情報通知システムとの統合を図るための技術研究業務 | |
|---|--|
| 質問・意見 | 回答 |
| 予定価格の算定方法だが、事業者からの見積書を参考に単価表に基づいて積算したとのことだが、事業者からの見積書は作業の工数に単価を掛けたものか。 | そのとおり。 |
| 工程表は事業者が窓口でこれくらいかかるよということだと思うが、それが適正か否かはどのようにチェックしているのか。 | 今回の仕様の内容に合って、見積りで工数を表わせるところが実質 3 社あったので、その中で日程をある程度算出した。3 社ともそんなに大きな開きはなかった。そういったものを内閣府の「平成 19 年度災害対策総合推進調整費標準単価表」に当てはめて算出した。 |
| 単価の方はこれでよろしいかと思うが、今の話だと応札者が 1 社しかなかったが、見積りは 3 社からとったということか。 | 3 社からとった。 |
| しかしながら残りの 2 社は応札しなかったということか。 | そのとおり。 |
| その理由として考えられるところは。 | 現実的にはわからない。 |
| NTT データに先行の仕事を平成 18 年度にお願いしているということだが、統合に関しては平成 18 年度がはじめてか。 | 固定電話について 119 番を通報すると消防本部側にどこの所在地から通報が入っているかということ平成 8 年か 9 年にやっているが、それは NTT 東西がそういったサービスを提供したいということで、国が直接関与して何かをやったわけではない。ある意味平成 18 年度が最初である。 |

| | |
|--|--|
| 平成 18 年度の仕事を N T T データがやって、当然その既決として平成 19 年度も継続的にやらざるを得なかったという内容ではないのか。 | 平成 18 年度は、携帯・ I P 電話から 119 番通報をどこの位置からかけているのか位置情報で示すことを平成 19 年 4 月から運用開始することが決まっていたので、このサービスを携帯電話 3 社、 I P 電話 10 社でバラバラになっている状態を束ねて一つのシステムで稼動、スムーズに運用させるという実証実験だったので、直接今回の統合させるための件と符合することはない。 |
| 誰でもできたはず。 | そのとおり。 |
| 平成 20 年度も続くのか。 | 基本的には続かない。まだ契約期間中であるが、技術的に統合が図れるようになれば、今度は技術的条件書というものがあり、それを改定して理論上ではなく実験ベースでこういう統合が図れることが実証できたというところで、あとは実態としてどういことを定義していくかという机上ベースでの話。これはこういう入札は想定していない。 |
| 実際かかった工数はどうだったか気になるが、終わったあと調査をきちっとやっていただきたい。 | |
| 総合評価の制度的な話として研究開発は価格点对技術点が 1 対 3 になったが、価格点の方は予定価格という歯止めがかかるが、技術点の方は 1 社だけだと歯止めがないということか。 | 総合評価の項目の中にも必須項目があるので、この部分である程度の歯止めはかかる。 |

| 【抽出事案 3】（一般競争入札）「新統計法関係資料集」他の購入 一式 | |
|---|---|
| 質問・意見 | 回答 |
| この 4 つの本の出版・発行元はどこか。 | 契約の相手方である。 |
| 平成 18 年度までは当財団と随意契約を締結していたものか。 | 本件については今回初めて購入するものである。 |
| 参加可能業者はどの程度を想定していたか。 | H P に載せると数十者に増える案件もあるが、本件については、入札説明書を取りに来た業者は、 2 者であった。 |
| 予定価格の割引きはどの程度か。 | 過去の類似例を参考に 30%引きである。 |
| 一般的に書籍を版元が販売する場合は、定価の 30%引き程度と思われるが、卸売りだとそこに利益も計上しなければならないので、そもそも競争にならない感じがするが、その辺はどのように考えているか。 | 本件の場合、版元が入札に参加可能であることから、版元以外の者に応札の意志があったとしても、落札は難しいのではないかと思う。 |

| | |
|--|---|
| <p>一般書店で入手可能な書籍ということで本件は2者の応札となっているが、何者が応札しても出版元が一番安くなると思うが。</p> | <p>出版元が入札に参加できないという条件を付せば別でしょうが、入札参加資格登録をしている以上は、排除することはできない。</p> |
|--|---|

| 【抽出事案 4①】（一般競争入札）電波の医療機器等への影響に関する調査の請負 | |
|--|---|
| 質問・意見 | 回答 |
| <p>入札説明会は実施したか。</p> | <p>実施していない。</p> |
| <p>なぜか。</p> | <p>仕様書を読めば分かるもの、特別に付加的な説明の必要がないものについては、説明会は実施していない。</p> |
| <p>もし説明会をすればもう少し参加者が増えた可能性があると考えられるか。</p> | <p>それはないと思う。</p> |
| <p>再委託率というのはないのか。</p> | <p>再委託率はない。</p> |
| <p>予定価格を設定する時に最初から想定した会社は1社だけだったのか。</p> | <p>入札に参加できる者、履行能力がある者からの見積もりでないと落札をしないということも考えられるので、履行能力がある者からの見積書を参考にしているところである。</p> <p>我々原課のほうでも調査を行うにあたり、別の民間企業にも見積もりの作成を依頼したが、引き受けられないと断られた経緯がある。</p> |
| <p>同種の調査契約は前年度もあったのか。</p> | <p>前年度は他の機器（RFIDという機器）について実施した。</p> |
| <p>納入時期は年度末になるのか。</p> | <p>そのとおり。</p> |
| <p>関連公益法人、所管公益法人なので、議論、審査を慎重にやらなければならないと思うが。11月に契約して3月末に納入し、かなりの金額の調査であることから工数の査定はどの程度されているのか。こういう調査をするために、こういうところに行って、こういう調査をして、これだけ人数がいて、これだけ工数があるというかなり詳細な見積もりを入手し、それが社会通念上、適正であるということを説明できなければならないと思うが、いかがか。</p> | <p>本調査では、電波暗室等の様々な特殊な機器を多数使用することが必要となるので、そういったものを色々積み上げて計算している。</p> |
| <p>機器を借りる料金額が殆ど占めているということか。</p> | <p>かなりの割合を占めている。</p> |

| | |
|---|--|
| それはどこが所有している機器か。 | 例えば心臓ペースメーカーを擬似的に動かす装置、携帯電話を通信状態とするための模擬的な基地局等の特殊な機器をそろえる必要があるので、借りる機器にもよるが専門的な会社となる。 |
| スペースなり機器なりの賃借料は当然検証できると思うし、工数とかは、その単価とかをよく精査して十分説明できる金額になっているのか。 | なっている。 |
| 初年度の実績が乖離していないかを業者からの資料を基に検証し、次年度以降はそれを基に予定価格に反映させるというような作業はしていないのか。 | 調査対象となる機器の種類、量により、その年度毎に増減している。 |
| 機械の損料とかもあるが、人間の工数は過大に見積もってあることが多いので、ぜひ、そこところは検証を続けてもらいたい。 | |
| 10月とか11月からスタートしているが、本来なら年度当初から1年かけてやられる、実体的にはおそらくそういう作業ではないかと思うが、そこら辺はいかがか。 | 今年の例でいうと年度当初は前年度に調査を実施したRFIDの機器が結構長い距離で影響が及ぶという結果が出たため、これの周知方法や関連の団体との調整等、次年度の実施にあたり解決すべきことがあったことからスタートが遅れたというのが実態である。 |
| 発注は、内容に応じた適切な時期に行うように注意願いたい。 | |

| 【抽出事案4②】（一般競争入札）放送事業用SHF帯周波数の高密度利用技術に係る調査検討の請負 | |
|--|--|
| 質問・意見 | 回答 |
| 審議会の議論が年度の前半の方から続いていて、その議論を得て初めてこういう具体的な発注ができるということであるが、発注の仕方に無理があるのではないか。審議会の結果が出てそれから予算化し、次の年度にやるのが通常ではないのか。 | 平成18年度に実施した「MNバンドを用いた放送番組素材中継回線等固定局の技術基準策定に係る調査検討の請負」の結果を技術分科会の審議に反映し、新しい技術的条件を作っていた。本件は、この技術的条件について、電波をさらに有効利用しようとする場合の方策等を検討しようというものである。 |
| そのやり方だと毎年押し迫った時期に発注仕様を決めなければいけないということか。 | 今回の場合は、技術分科会との調整もあり、時期が遅れたもの。 |
| 年度の後半に発注することは恒常的なのか。 | このケースだけである。前年度についてはもっと前から実施している。 |

| | |
|---|--|
| 先ほどの案件では、機器の賃借料等、スペース確保等の金額の割合が大きいですが、これはいかがか。 | 私どもが会計課に提出した見積もりでは、人件費と実験の工費があるが、人件費が約 5900 万円、実験用の機材の借料が 8900 万円程である。 |
| やはり物件関係が多いわけか。 | そのとおり。 |
| 賃借料の価格の妥当性なり、相場なりは検証しているか。 | 降雨量測定装置や、測定機や解析装置等、汎用の機材は、複数者から聞いている。 |
| 検証しているのかを伺いたい。要するに下見積もりをベースに予算の範囲内で会計課の方にあげていると思うが、その妥当性を検証されたあと契約しているのか。 | 契約をした後の検証はできていない。下見積もりの内容に類似しているもの、落札した実例があるもので査定ができるものについては査定をしている。新しいものについてはなかなかできないというのが実態。 |
| 賃借料なりは確認できるはずだが、それはやらないのか。 | 特別に専門的なものであるとか、汎用なものであればこのくらい値引きが可能ではないかということはあると思うが。 |
| 特殊な機器であれば、特殊な機器を持っているところは限られると思うので専門機関に貸出す時の料金設定とかはあると思うが。 | 一般的には、貸主からの価格証明とか、料金表というものは当然とっている。ただ特殊な機器だと貸してくれるところがないので、借りてきて組み立てるということもあるので、価格証明といっても応札者が価格証明する場合もある。基本的には借りられる機器については、貸主からの価格証明をもらうのは原則的にやっている。 |
| 予算に関して、情報通信審議会の技術分科会で予算案は承認されているのか。 | 技術分科会には、調査研究の予算案は諮っていない。 |
| 技術分科会の先生方からプロジェクトに対して、あるいは予算に対して意見が出るということはないということか。 | そういったことはない。 |
| 1月30日に平成20年度の予算案についてというのがあったが、その説明として予算案を出しているということか。 | 大枠では予算の説明はしているが、こういった細かい個別案件は説明していない。 |
| 細かいところについて技術分科会は関与しないということか。 | 研究開発も含めて評価会に、実施前と執行後の成果を報告している。 |
| 基本的なことだが、電波産業会の役員4名のうち2名が国家公務員となっているが。 | そのとおり。常勤役員が4名。非常勤が2名である。 |
| 常勤の4名のうちの非常勤が2名ということだが、具体的にどこの省庁出身か。 | 郵政省。 |
| 2名ともか。 | そのとおり。 |

| | |
|---|--|
| <p>所在地が東京都千代田区霞が関1-4-1ということですが、ここで特殊機器とか電波暗室などを配置して実験とか研究を行っているのか。</p> | <p>私どもの案件で言えば、実験は屋外で行うものなので適切な場所を借りて実施させている。それ以外のデータの分析などは、事務室内の主任研究員がデスクなどで実施。あと外部の有識者を入れての検討会は電波産業会の会議室などで実施している。それに私たちがオブザーバーということで参加している。</p> |
| <p>例えば、別の研究所などを使って、代わりに下請け負いという形でデータをとってもらおうということはないのか。</p> | <p>この案件については、そういった意味での再委託等はない。</p> <p>大井競馬場の辺りにある電波暗室を借りられる関連団体があり、1時間いくらかか1日いくらかという貸し方をしているので、そこを借りてそこに機材を持ち込んで実験をしてデータを集め、その集めたデータをデスクに持ってきて分析なりをしている。</p> |
| <p>それは電波産業会として実施しているのか。あるいは、別の組織が代わりにということか。</p> | <p>電波産業会が自ら実施しているもので、再委託ではない。</p> |
| <p>本件のような特殊なものは、積算等が難しいことから、業者の見積もりに頼りがちになってしまうが、前年度の実態を確認しながら、実態に合わせた積算を行うことが必要である。</p> <p>一般競争入札に附した場合であっても、実態との検証は当然行うべきで、契約内容について説明責任を果たせるよう注意願いたい。</p> | |

| | |
|---|---|
| <p>【抽出事案 5①～⑦】（一般競争入札）①遠隔方位測定設備 監視測定装置 ②遠隔方位測定設備調査受信付加機能 ③遠隔方位測定設備監査受信付加機能 ④遠隔方位測定設備 不法無線局探索車IV型用電波監視機器の借り入れ ⑤遠隔方位測定設備センサ標準Ⅱ型 ⑥遠隔方位測定設備センサ標準Ⅱ型（信越・北陸分）⑦総合監視車(1)</p> | |
| <p>質問・意見</p> | <p>回答</p> |
| <p>センサの方は競争が働いているようだが、センサについてはどうか。</p> | <p>電波監視業務のDVDを見ていただいたとおりかなり特殊な物品なので、一般競争入札を実施しているが、応札者は今のところ1者という状況である。</p> |
| <p>総合評価の仕組・適用・透明性のところの、まず透明性のところだが、評価得点は入札参加者にどのように通知しているのか。</p> | <p>得点の合計点数を知らせている。</p> |

| | |
|--|--|
| <p>業者は評価結果はどのようにわかるのか。</p> | <p>必須項目得点を応札者は知っており、技術点の合計点もわかるが、個別項目ごとの詳細は分からない。</p> |
| <p>おそらく必須項目の差はあまりないと思うので、技術点が勝負で、技術点の割合が高ければ高いほど価格よりも技術点の勝負になるので、どこで負けたのかわからないというのは透明性としては非常に問題があると思うが。それは各省共通と考えていいのか、それとも総務省のやり方か。</p> | <p>各省共通ではないかと思う。</p> |
| <p>通知をした時に内訳を知りたい方は申し出て下さいという文章が入っているのか。</p> | <p>それは口頭で伝えている。 これに関する資料開示の要望などはでたことがない。</p> |
| <p>技術点を第3者がチェックするシステムは確保しているか。</p> | <p>部局によっては大元の仕様書を作る段階でアウトソーシング、第3者に見せることをやっている場合もあるので、そういう場合は合わせて総合評価の点数化の確認、第3者に委託を出しているところもある。ただすべてのところがそうではないので、そういう場合は原課のなかで公平性のある体制をとって審査をしている。</p> |
| <p>個人的な意見としては、総合評価の要は透明性だと思っているので、きちんとした仕組みに基づいた適正な適用について、それをいかに公表していくかという具体的な公表の方法が不明確という印象がある。</p> | |
| <p>納入成果物を実際に運用していく段階になって不具合がでた時は保守の範疇か。試行期間を設けているのか。</p> | <p>1年間は瑕疵担保期間としている。</p> |
| <p>原価の検証とはどのように行っているのか。</p> | <p>この事案は、売買契約なので、工数の確認については行っていない。</p> |